

福井県関連倒産防止資金要綱

1 目的 取引先企業の倒産や事業活動の制限に伴い経営の安定に支障が生じている中小企業者に対し、必要な運転資金について、融資の円滑化を図ることにより、中小企業者の経営の安定に寄与することを目的とする。

2 融資対象者 次のいずれにも該当する中小企業者

(1) 県内において1年以上継続して事業を営んでいる中小企業者

(2) 取引先企業の倒産手続の申請や事業活動の制限があった日から1年以内に資金を必要とする中小企業者

(3) 次の①または②に該当する中小企業者

①中小企業信用保険法第2条第5項第1号または第2号に該当する中小企業者として市町長の認定を受けた中小企業者

②5,000万円以上の負債(金融機関に対する負債を除く。)を有する倒産事業者(前号の経済産業大臣が指定した倒産事業者を除く。)に対し、50万円以上の売掛金債権または前渡金返還請求権(知事が特別に認めた債権を含む。)を有し、当該債権等の回収が著しく困難な者として、知事の認定を受けた中小企業者

3 融資限度額 8,000万円
(ただし、融資対象者の(3)①の中小企業信用保険法第2条第5項第1号および②に該当する場合は債権額の範囲内)

4 使途および融資期間 運転資金
5年以内(据置6か月以内を含む。)

5 融資利率 福井県中小企業者向け制度融資要綱(共通)の「5(5)融資利率」の別表1のとおりとする。

6 信用保証 保証協会の保証を必ず付けること。
・中小企業信用保険法第2条第5項第1号または第2号に該当する中小企業者として市町長の認定を受けた場合は、保証協会の特別保証の対象となる。

*中小企業者の定義
P.1「共通2(1)」参照

*中小企業信用保険法第2条第5項第1号
民事再生手続開始の申立等を行った大型倒産事業者に対し、売掛金債権等を有していることにより資金繰りに支障が生じている中小企業者

*中小企業信用保険法第2条第5項第2号
生産量の縮小、販売量の縮小、店舗の閉鎖などの事業活動の制限を行っている事業者と直接・間接的に取引を行っていること等により、売上等が減少している中小企業者

*融資限度額とは、1年度当たりの限度額です。
P.3「共通5(2)」参照
なお、債権額が8,000万円を超える場合でも、融資限度額は8,000万円となります。

*令和7年4月1日現在
1.50%以下(保証付き・責任共有制度対象)
1.40%以下(保証付き・責任共有制度対象外)

*左記に該当する者については、責任共有制度の対象外となります。

- 7 保証料補給 この制度による融資金に係る保証については、県が保証料相当額を負担する。
- 8 担保・保証人 保証協会の定めによる。
- 9 必要書類 (1) 融資申込書1部 [様式第1号]
(2) 県税に滞納がないことを証明事項とする納税証明書
(3) 消費税の納税証明書 (その3)
(4) 直近2期分の決算書
(5) 融資対象者であることを証する書類
[融資対象者の(3)①の場合]
中小企業信用保険法第2条第5項第1号または2号の規定による市町長の認定書
[融資対象者の(3)②の場合]
次の書類
ア 倒産関連中小企業者認定申請書 [様式第2号]
イ 証明願 (県内において1年以上事業を行っている旨の市町長の証明) [様式第3号]
ウ 債権を証する書類 (債権届出書・手続開始通知の写し、手形・請求書控の写し、管財人による債権額の証明書など)
(6) その他県、取扱金融機関、保証協会が必要と認める書類
- 10 その他注意事項 保証条件については、保証協会の業務取扱要領に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、既に融資を行った融資金については、なお従前の例による。

* 県が保証協会に対し保証料の全額を負担するため、中小企業者は保証協会に対し保証料を支払う必要はありません。

(ただし、事業者選択型経営者保証非提供制度が適用される場合に発生する上乗せ保証料は県の負担の対象外とします。)

* 保証料補給の対象は、令和8年3月31日までの融資実行分に限りです。

* この資金の要件確認は、県(経営改革課)が行います。

(標準処理期間約2週間)